

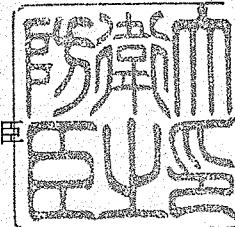


防官文第4861号
平成27年3月23日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 殿

防衛大臣



平成27年2月23日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の議事録」に係る行政文書

2 不開示とした理由

本件開示請求に係る行政文書については、作成又は保有していないことから、文書不存在のため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成27年2月23日
補正期間 なし
不開示決定日 平成27年3月20日

請求受付番号 : 2015.2.23-本本B1516

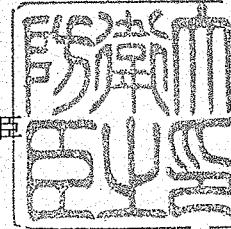


防官文第4862号
平成27年3月23日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 殿

防衛大臣



平成27年2月23日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」の録音」に係る行政文書

2 不開示とした理由

本件開示請求に係る行政文書については、録音していないことから、文書不存在のため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成27年2月23日

補正期間 なし

不開示決定日 平成27年3月20日

請求受付番号 : 2015.2.23-本本B1517

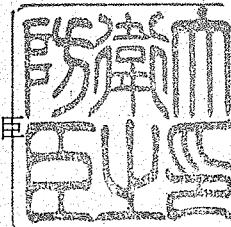


防官文第4863号
平成27年3月23日

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聰 殿

防衛大臣



平成27年2月23日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

第1回 防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会 議事次第

2 不開示とした部分とその理由

上記1の文書中、資料4の事業者名については、検討会に参加することについて公にしないとの条件で任意に協力を依頼（依頼を検討）している事業者の名称であり、これを公にすることにより、当該事業者との信頼関係が損なわれ、将来における協力が得られなくなるなど、当該検討会における事務に支障を生じさせるおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類 ・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額(*1)
電磁的記録 4ファイル (右記①～⑤) 又は A4判用紙 4枚 (うちカラー1枚)	①用紙に出力したもの の閲覧	用紙100枚までごと につき200円	200円 (実支払い額 0円)
	②専用機器により再生 したもの閲覧	1ファイルにつき410円	1,640円 (実支払い額 1,340円)
	③用紙に出力したもの の交付(白黒)	用紙1枚につき10円	40円 (実支払い額 0円)
	④用紙に出力したもの の交付(カラー)	用紙1枚につき10円 及びカラーについては用 紙1枚につき20円	50円 (実支払い額 0円)
	⑤CD-Rに複写したもの の交付(PDFファイル(* 2))	CD-R1枚につき100円 に、1ファイルごとに210 円を加えた額	940円 (実支払い額 640円)

(右記⑥～⑨)	⑥閲覧	用紙100枚までごと につき100円	100円 (実支払い額 0円)
	⑦複写機により用紙に 複写したものの交付 (白黒)	用紙1枚につき10円	40円 (実支払い額 0円)
	⑧複写機により用紙に 複写したものの交付 (カラー)	用紙1枚につき10円 及びカラーについては用 紙1枚につき20円	50円 (実支払い額 0円)
	⑨スキャナにより電子化 し、CD-Rに複写したも のの交付 (PDFファイル (*2))	CD-R1枚につき100円 に、用紙1枚ごとに 10円を加えた額	140円 (実支払い額 0円)

* 1 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。（ただし、1開示請求につき300円を限度とします。）詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

* 2 PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、電子機器の性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

(2) 事務所における閲覧を実施することができる日時、場所

日時：平成27年4月7日(火)～平成27年5月7日(木)09:30～17:00
(12:00～13:00及び土、日、祝日を除く。)

場所：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 新宿区市谷本村町5-1

(3) 複写したものの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する切手代(見込額)

準備日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受領した日からおおむね7日までに
発送予定

送付に要する切手代(見込額)：開示の実施の方法 ③④⑦⑧ 120円、⑤⑨ 140円

* 開示請求受付日： 平成27年2月23日

補正期間：なし

開示決定日： 平成27年3月20日

請求受付番号:2015.2.23-本本B1518

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 連絡先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
東京都新宿区市谷本村町5番1号
電話 03(3268)3111 内線(28220)